No. 2

社会開発協力部

インドネシア
労働安全衛生教育拡充計画
長期調査員報告書

平成７年９月

国際協力事業団

インドネシア
労働安全衛生教育拡充計画
長期調査員報告書

平成７年９月

国際協力事業団

序　　文

インドネシアでは急速な工業化に伴って労働災害が増加し、その対応が急務になっている。同国政府はこれに対し、労働災害の減少には労使双方を含めた労働安全衛生教育の充実が重要だとして、本分野へのプロジェクト方式技術を、わが国に要請してきた。

これを受けてわが国は、1993年11月に基礎調査団を派遣して同国の労働災害、免許制度、教育制度等を調査し、1995年1月には事前調査団を派遣して参加型計画手法のワークショップを実施するなど、現地側との協議・調査を重ねてきた。

今般はさらに、1995年（平成7年）7月10日から8月4日まで、長期調査員3名を現地に派遣し、R/Dの署名に向けて、これまでに把握できなかった事項やインドネシア側の受け入れ体制を調査するとともに、プロジェクト全体計画の調整確認等を行った。

本報告書は同長期調査員による調査協議結果を取りまとめたものである。ここに調査に当たられた調査員の方々、並びにご協力いただいた外務省、労働省、在インドネシア日本大使館、インドネシア国労働省所属個別専門家・筒井弘氏、その他関係機関の方々に心から感謝の意を表するとともに、今後のご支援をお願いする次第である。

平成7年9月

国際協力事業団
社会開発協力部
部長　後藤　洋

No. 1　ミニッツ署名
(右から、田川調査員、スワルト労使関係・労働基準総局長、スルヨトモ労働計画・開発機関秘書官（ユドー機関長の代理))

No. 2　懇親会
(右から、筒井専門家、秋元調査員、辻井調査員、樋口一等書記官、岡崎JICA事務所所長、アキル計画開発課長、スワルト総局長、田川調査員、パルジト電気火災課長、スカルノ労働安全衛生局長、グルトムボイラー圧力容器課長

No. 3　労働安全衛生局での協議風景

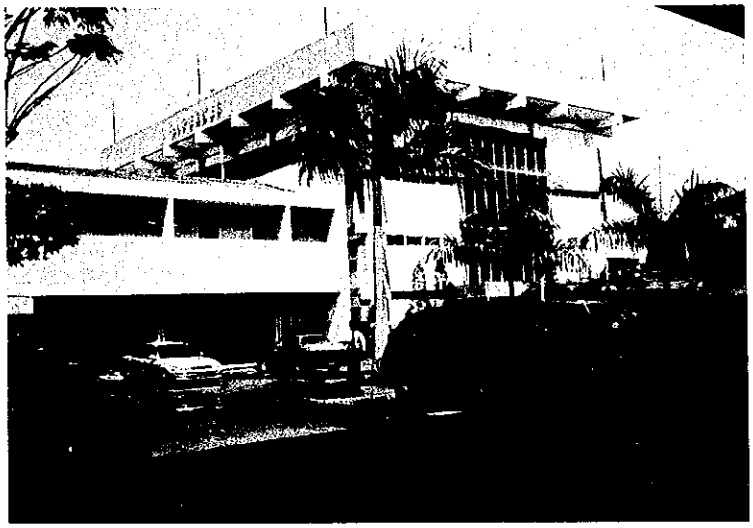

No. 4
HIPERKESの本館及び寄宿舎（左側）

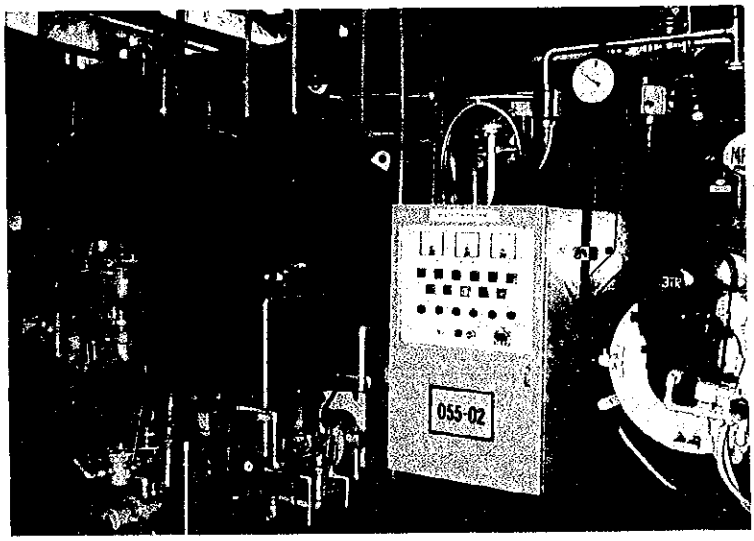

No. 5
ジャカルタ市内の清涼飲料製造工場のボイラー（日本製）

No. 6
メダン市内の指定教習機関での調査風景

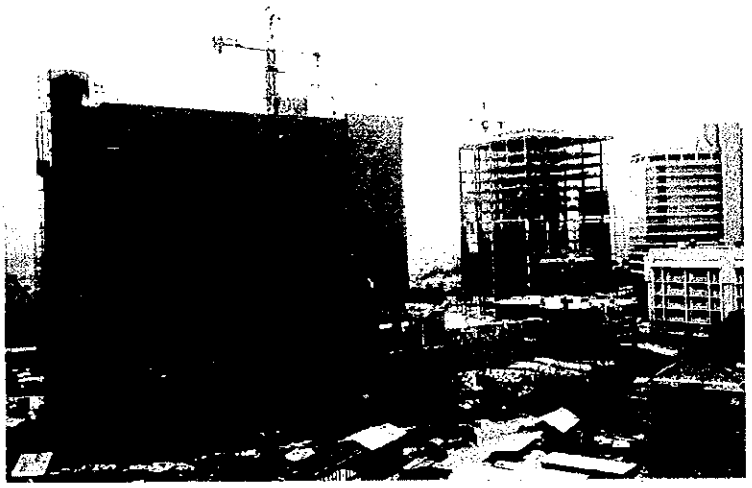

No. 7
ジャカルタ市内の建設現場
(労働省労働安全衛生局から撮影)

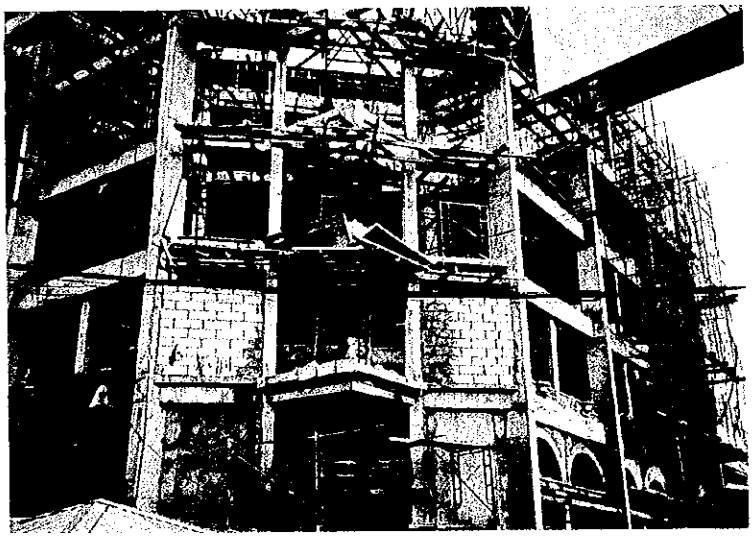

No. 8
ジャカルタ市内の建設現場

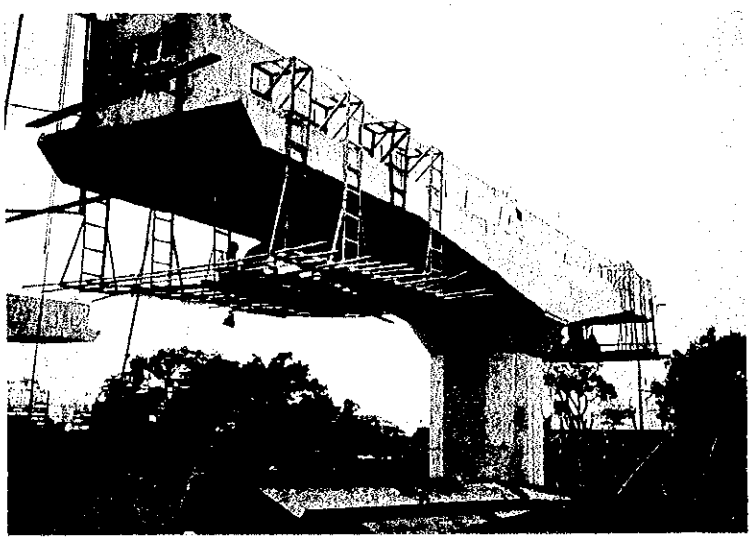

No. 9
ジャカルタ市内の高速道路、工事現場のつり足場

No.10
ジャカルタ市内の建設現場のタワークレーンの脚部（安全標語を掲示）

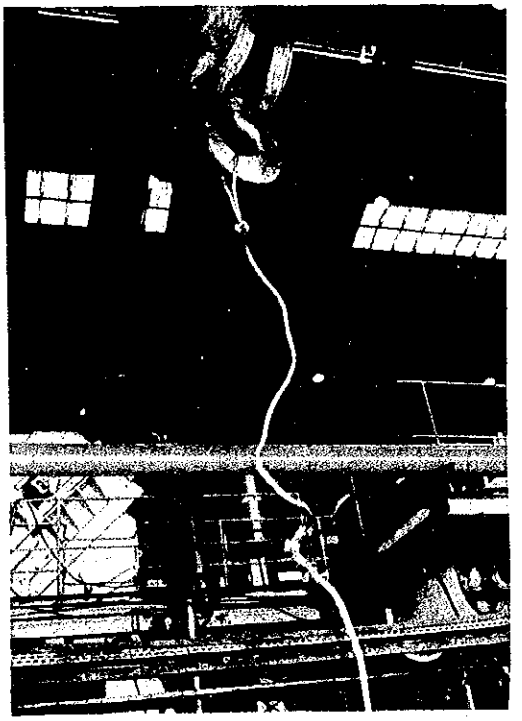

No.11
メダン市内のさとうきび処理工場のクレーン

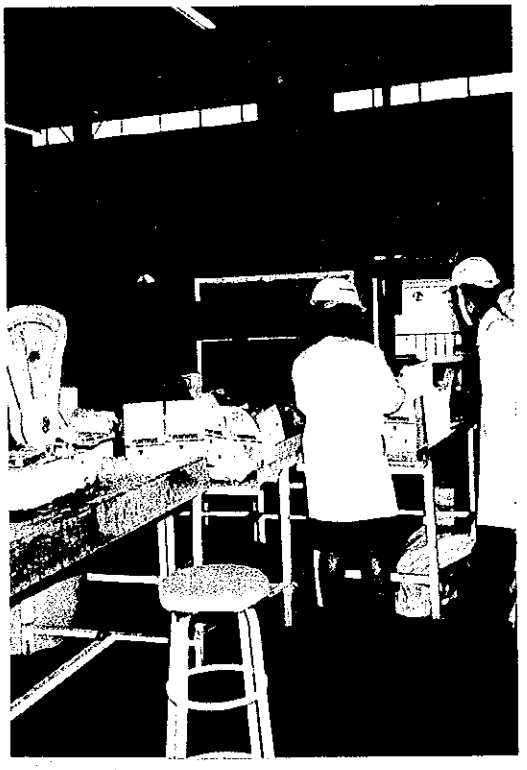

No.12
ボゴール近郊の農薬梱包工場

目　　次

附属資料

1　長期調査員の派遣

1－1　調査員派遣の経緯と目的

インドネシア政府から要請のあった当件について、1993年11月に基礎調査団を派遣し、基礎的資料を収集した。また、1995年１月には事前調査団を派遣し、参加型計画手法ワークショップを実施して協議・調査を重ねた。

今般はインドネシア側の要望に添って今年度中にプロジェクトを実施に移すため、上述調査団時に未確認であった事項および新たに確認する必要の生じた事項について調査するため、長期調査員３名を派遣することとなった。本調査員は、次の事項について調査と協議を行うものである。

(1) 国家計画での位置付け
(2) インドネシアの労働安全衛生の最新の状況、民間企業の視察
(3) 労働安全衛生関連法令の収集
(4) 労働安全衛生局の予算と当プロジェクトに対する予算措置
(5) インドネシア側実施体制の確認
(6) プロジェクトサイトの確認
(7) 協力分野、実施コースの絞り込み
(8) プロジェクト方式技術協力のスキームについての理解
(9) 技術移転の方法とコース実施時期

1－2　調査員の構成

担　当	氏　名	所　　属
労働安全衛生	田川　順一	労働省労働基準局安全衛生部 中央労働衛生専門官
労働安全衛生	秋元　融	労働安全衛生コンサルタント
協力計画	辻井　浩治	国際協力事業団社会開発協力部 社会開発協力第一課特別嘱託

1－3　調査日程

日順	日付	曜日	移動および業務
1	7月10日	月	11:00成田発（JL725）15:10ジャカルタ着
2	11日	火	JICA事務所打ち合わせ、日本大使館表敬 労働省労使関係・労働基準総局長・同安全衛生局表敬
3	12日	水	労働省人間工学労働安全衛生センター視察、 ジャカルタ地方労働局視察
4	13日	木	労働省安全衛生局で協議（全体計画について） 指定教習機関視察
5	14日	金	ボイラー使用事業場視察、労働省安全衛生局で協議
6	15日	土	資料整理
7	16日	日	資料整理
8	17日	月	ジャカルタ発、メダン着、ボイラー使用事業場視察、 労働省地方局視察
9	18日	火	地方の指定教習機関視察、メダン発、ジャカルタ着
10	19日	水	労働省労働力計画開発機関長表敬、建設現場視察
11	20日	木	労働省人間工学労働安全衛生センター所長表敬、CEVEST視察
12	21日	金	農薬梱包工場視察
13	22日	土	資料整理
14	23日	日	資料整理
15	24日	月	労働省安全衛生局で協議（クレーン、移動式クレーン、玉掛、 フォークリフト、建設機械、足場）
16	25日	火	労働省安全衛生局で協議（電気）
17	26日	水	労働省安全衛生局で協議（特定化学物質、有機溶剤、粉塵）
18	27日	木	労働省安全衛生局で協議（ボイラー）
19	28日	金	労働省安全衛生局で協議（一般安全衛生教育）
20	29日	土	資料整理
21	30日	日	確認文書団内打ち合わせ
22	31日	月	確認文書先方との協議
23	8月 1日	火	確認文書先方との協議
24	2日	水	確認文書先方との協議及び署名
25	3日	木	JICA事務所帰国報告、 23:20ジャカルタ発（JL726）
26	4日	金	8:30成田着

1－4　主要面談者

インドネシア側

(1) 労働省(Ministry of Manpower)

労使関係・労働基準総局(Directorate General for Industrial Relations and Labour Standards)

Drs.Suwarto	Director General

労働安全衛生局(Directorate of Occupational Safety and Health)

Dr.Soekarno	Director
Mr.Akil Semawi	Head, Development and Planning Division
Mr.Pungky Widiatmoko	Training Section Head
Ir.Siahaan Saut P.C.	Evaluation and Information Section Head
Mr.Mulyono	Standardization Section Head
Ir.A.Gultom	Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Mr.R.Ikin Sadikin	Equipment and Installation for Steam Section Head
Mr.Waris Wahyono	Technical Fabrication and Safety Expert Section Head
Mr.Mursid, BE.	Pressure Vessel Section Head
Drs.Pardjito, BE	Head, Electrical and Fire Safety Division
Mr.Fridel Dawar, Bsc	Technical Fabrication & Safety Expert Section Head
Mr.Sanjar Budiaili, BE	Fire Fighting Section Head
Ir.Koesna Hardiutama	Electrical Installation & Lifting Apparatus Section Head
Mr.Yoes Rosihan	Electronic Equipment and Lighting Arrester Section Head
Mr.Harunsyah S.	Staff, Electrical Installation & Lighting Apparatus
Drs.Darman S.	Head, Mechanical Safety and Construction Division
Drs.Atief Supono	Lifting Equipment & Transport
Mr.Regeng	Staff, Inspector
Mr.Suwarno	Technical Fabrication & Safety Expert Section Head
Mr.Mulyanto	Staff, Inspector
Ir.Ardnus Bur	Power Equipment & Production Machinery Section Head
Drs.Haris Sadiminato	Construction Safety Section Head
Dr.Aminuddin	Head, Health Safety and Environment Division
Mr.A.Chalil Jaman	Head, Danger Material and Major Hazard Control
Dr.Maridiani Oemar	Ergonomics and Hazard Control Section Head
Ir.Sri Harjani	Staff, Danger Material and Major Hazard Control Section
Ir.Saut MT.Tambunan	Environmental Section Haed
Mr.Nasrul Syarief, SE	Safety Equipment Section Head

労働力計画開発機関(Planning and Development Board)

DR.Yudo Swasono	Chairman

人間工学労働安全衛生センター(National Center of Ergonomics, Occupational Safety and Health 略称 HIPERKES)

Mr.Slamet Ichsan	Director
Dr.Daniel K.	Head, Analysis and Standardization

中央安全衛生協議会(National Safety and Health Council略称DK3N)

Mr.Nasrul Syarief, SE	Secretary

CEVEST

Ir.Hasan Muchlys	Director
Mr.Yokuya Fujisawa	Team Leader

ジャカルタ地方局(Jakarta Regional Office, Ministry of Manpower)

Mr.Soekoyo SH.	Head, Occupational Safety and Health
Mr.Imam S.	Section Head, Occupational Safety Inspection
Mr.Suparto Bsc.	Section Head, Occupational Standard
Mr.Dalius R.Bsc	Occupational Safety Inspector
Mr.Badiardja	Occupational Safety Inspector

メダン地方局(Medan Regional Office, Ministry of Manpower)

IG.B.Soewida	Director
N.D.Panjaitan B.Sc.	Occupational Safety Inspection Head
Mr.Muryanto	Occupational Safety Section Head

(2) 指定教習機関

PT.MULADAYA ADIPRATAMA

Dra. Amyra Sindukusumo	Director
Ir. Beben Patabuana	Consultant

PT.ANDHIKA BINA KARSATAMA

Mr. Zamakhsyari Lukman	First Director
Mr. Elvin	Operational Director
Mr. Kasiman Abas	Marketing Director

(3) 訪問先企業

PT.Djaya Beverages Bottling Co.

Mr. Vincent D.Monterola	Director
Mr.Djabir	Productivity Improvement Manager
Ir.Yerki Teguh Basuki	Plant Electrical Manager
Mr.Subiyanto	Training Coordinator
Mr.Ednard GOL II	Industrial Relation Manager

PT.PERKEBUNAN IX

Mr.H.M.Yusuf	Head of Installation Sugar Factory
Mr.Ujiono	Boiler Operator

PT.Mataram Maju

Mr.Bambang Hertomo	Mechanical & Electronically Supervisor

PT.ZENECA

Dra.E.Indrawati L.	Work Manager
Mr.Sadjusi	QC Officer

日本側

(1) 日本大使館

粗　信仁	参事官
樋口　清高	一等書記官

(2) JICA個別派遣専門家

筒井　弘	労働安全衛生（インドネシア労働省）
田宮　実	労働政策（インドネシア労働省）

(3) インドネシア事務所

岡崎剛一郎	所長
佐々木弘世	次長
吉新　主門	担当職員

2　要約

2－1　長期調査結果の要約

労働災害データについては、事故の型別（墜落、はさまれ等）、起因物別（動力運搬機、重物、建築物等）疾病のデータがなく詳細な分析はできない。しかしながら、総件数及び業種別件数で見る限り、近年のインドネシア国の経済発展に伴って労働災害が大幅に増加している。

このため、「インドネシア国政府は労働災害防止の必要性を強調しており、今年の全国安全衛生大会では、スハルト大統領自ら特別演説を行い、これからの国造り、経済発展のために労働災害のない職場を作ることが必要である旨訴えている。

また、1994年から始まった第6次国家開発5カ年計画(REPELITA VI)の労働分野の中で、「パンチャシラ精神に基づく労使強調及び労働者保護」をうたっており、具体的には、安全衛生委員会の設置目標、安全衛生エキスパートの養成目標、安全衛生担当者の養成目標等を掲げるとともに、このため必要な安全衛生教育センターを1カ所設置するとしている。

本協力はこのセンターに対するもので、インドネシア国の安全衛生教育の拡充強化に大きく貢献できるものと考えられる。

今回の調査で、インドネシア側は、プロジェクトサイトであるHIPERKESを大幅に改修するとともに、敷地内に新ビルを建築し、プロジェクトに対応する計画であることが分かった。初年度の、ローカルコスト予算としてR/D署名後執行可能な1億5,000万Rp（約700万円）が確保されており、これは、安全衛生局内およびHIPERKES内のプロジェクト用事務室の改装にあてられる。また、来年度の予算要求を来年10月に行い、その場合日本側機材供与額の17％を上限として認可されるとの由であった。さらに、プロジェクト実施組織についてはプロジェクト開始までに総局長令で法人を設立し、カウンターパート他必要職員を出向させることとしている。

具体的な教育コースについては、先方の要望を基に協議した結果、5特別コース、3一般コースについて合意し、別途4特別コースについては実施協議時に再検討することとした。

2－2　結論

インドネシア国は本プロジェクトをREPELITA VIの重要な労働安全衛生対策に関連させており、インドネシア側の本プロジェクトに対する準備も進んでいる。先方のローカルコスト予算要求に合わせるためにも、本年9月中にR/Dを署名し、できるだけ早期（例えば11月上旬）に協力を開始することが望ましい。

2－3　留意点

来年度の教育コースが円滑に実施されるため、また、先方の来年度のローカルコスト要求が円滑に進むため、できるだけ早期（9月中）にR/Dを署名の上、協力を開始することが必要である。

インドネシアは、REPELITA VIで安全衛生教育センターを1カ所設置し、企業内の安全衛生担当者50万人を養成するなどの計画を定めている。今回の協力はこの一助となるものである。先方は可能な限り多くの教育コースをわが国の協力に依存する意向であるが、わが方は限られた人員と予算で協力するのであるから、先方の教育実施計画の一部に協力するとの認識の下、実施可能なコース数を絞ることがプロジェクトの成功の条件となる。

プロジェクトサイトであるHIPERKESの屋外敷地が狭いことから、現在計画している天井走行クレーン及び移動式クレーンについても、実習場周辺の余裕を見た敷地を確保することが安全な教育遂行のための条件となる。

先方が建設を計画している新ビルについては、まだ設計が確定していないが、本プロジェクトと密接な関係があることから、ステアリング・コミッティにおいて、教室、事務室、設備等について積極的に意見を出し、設計に反映させる必要がある。

労働大臣の諮問機関であるDK3Nについては、先方の権限意識からの反対によりプロジェクトスキームに明示することはしなかったが、その下部機関であるインドネシア労働安全衛生協会（LK31）が現実にいくつかの安全衛生教育を実施していることから、今後教育コースの実施に当たっては、安全衛生局の理解を得た上で指定教習機関の一種として連携を図っていくことも考慮すべきである。

危険有害業務については、法整備がほぼ行われており、受講者を募集することも困難ではないように思われるが、一般安全衛生教育については、ほとんど法整備が行われておらず、受講者の募集も一部大企業は別として困難なように思われる。しかしながら、インドネシア国の安全衛生管理の底上げのためには、中小企業も含めて一般安全衛生教育を充実させる必要があるので、これについて十分な努力を払う必要がある。

3　長期調査面談内容

3－1　面談内容

日　時：1995年7月11日（火）9:00～9:30

場　所：JICAインドネシア事務所

面談者：岡崎剛一郎所長、佐々木弘世次長、吉新主門職員

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

2．最近のインドネシア事情、労働省事情

3．協力計画及び内容について

「プロジェクトサイトを同一省内組織と共用することについては、今までにいくつかの例があり、それほど問題とはならないであろう。」

「インドネシア政府機関においては下部組織（地方）ではある程度統計が取れているようであるが、上部組織に上がる際に散逸しているようである。」

日　時：1995年7月11日（火）11:00～11:30

場　所：日本大使館

面談者：粗信仁参事官、樋口清高一等書記官

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

2．最近のインドネシア事情、労働省事情

3．協力計画及び内容について

「実際に実施可能な教育コースを絞り込み、基礎的な教育の協力が必要。」

4．インドネシア労働法について

「安全衛生教育に関する法律があまり収集されておらず、その方面の調査が必要。」

日　時：1995年7月11日（火）：13:00～13:30

場　所：労働省安全衛生局

面談者：

Dr.Soekarno	Director, Occupational Safety and Health
Ir.A.Gultom	Head, Boiler and Pressure Vessel Division, DOSH (Directorate of Occupational Safety and Health)
Mr.Akil Semawi	Head, Development and Planning Division, DOSH
Mr.Pungky Widiatmoko	Training Section Head, Development and Planning Division, DOSH
Ir.Siahaan Saut P.C.	Evaluation and Information Section Head, Development and Planning Division, DOSH

Mr.Mulyono	Standerdization Section Head, Development and Planning Division, DOSH
Ir.Koesna Hardiutama	Electrical Instalation & Lifting Aparatus Section Head, Electrical and Fire Safety Division, DOSH
Drs.Haris Sadiminato	Construction Safety Section Head, Mechanical Safety and Construction Division, DOSH

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

日　時：1995年7月11日（火）13:30～14:10

場　所：労働省労使関係・労働基準総局

面談者：

Mr.Suwarto	Dirctor General for Industrial Relations and Labour Standards
Dr.Soekarno	Director, DOSH
Ir.A.Gultom	Head, Boiler and Pressure Vessel Division, DOSH
Mr.Akil Semawi	Head, Development and Planning Division, DOSH

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

「ここにいる部下も十分な経験を持っているので、今回の調査に十分な協力をしてくれると思う。日本の経験を生かしたプロジェクトにしてもらいたい。」

2．「Organization」の設置時期

「"Decree of Dir.Gen（総局長令）"はサインをすればいいだけで、3日もあれば出せる。労働省内に新たに組織を作ることはできないので、労働省外の組織（財団法人等）となるが、労働省によって監督され、カウンターパート(C/P)は労働省の役人であり、給料も労働省から支払われる。組織を維持していくために、ビジネス（収益を出す）をしなければならない。将来的には、外部からプロフェッショナルなマネジメント（受講者を募集するときのマーケティング法等）を導入することもあり得る。」

日　時：1995年7月11日（火）14:20～14:40

場　所：労働省

面談者：Mr.Togarisman Napitupulu Head Foreign Technical Cooperation Division

1．"ブルーブック（国家開発企画庁=BAPPENAS=の発行する開発予算を割当てたプロジェクトリスト）"上でのプロジェクト記載内容

日　時：1995年7月12日（水）9:00～12:00

場　所：労働省人間工学労働安全衛生センター

面談者：Dr.Daniel K.　　Head, Analysis and Standardization Division, National Center of Ergonomics, Occupational Safety and Health
Head, Operational Division, HIPERKES.

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

2．協力用施設および敷地の調査（使用可能な部屋の広さ、使用可能な野外部分の広さ、設備、管理状況等）

3．センターの最近の活動状況、予算等について

「95年度開発予算Rp.　550,000,000.－（約￥2千4百万円）

経常予算Rp.　350,000,000.－（約￥1千5百万円）

95年改装費用　Rp.　150,000,000.－（約￥7百万円）

必要建設費用　Rp.3,000,000,000.－（約￥1億3千万円）労働省社会保険国営企業(ASTEK)から調達予定」

日　時：1995年7月12日（水）13:00～14:30

場　所：ジャカルタ地方労働局

面談者：Mr.Soekoyo SH.　　Head, Occupational Safety and Health
Mr.Iman S.　　Section Head, Occupational Safety Inspection
Mr.Suparto Bsc　　Section Head, Occupational Standard
Mr.Dalius R.Bsc　　Occupational Safety Inspector
Mr.Badiardja　　Occupational Safety Inspector

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．労働安全衛生監督指導状況

3．安全衛生教育実施状況

4．統計資料

日　時：1995年7月13日（木）9:00～12:00

場　所：労働省安全衛生局

面談者：Dr.Soekarno　　Director, Occupational safety and Health
Ir.A.Gultom　　Head, Boiler and Pressure Vessel Division, DOSH
Mr.Akil Semawi　　Head, Development and Planning Division, DOSH
Mr.Yoes Rosihan　　Electronic Equipment and Lighting Arrester Section Head, Electrical and Fire Safety Division, DOSH
Mr.Indro Waristo　　Foreign Cooperation Division, DOSH
Mr.Nasrul Syarief, SE　　Section Head, Safety Equipment, DOSH

内　容：1．PDMの改訂の説明

2．JICAスキームの説明

・専門家派遣（R/D上の専門家への給与と住居の提供についての記載）

・研修員受け入れ（年間受け入れ可能数、条件）

・機材供与（引き取り手数料、移送料、据えつけ料、維持管理費等のインドネシア側負担）

・ローカルコスト負担（業務上の電話代、電気代等のインドネシア側負担）

3．プロジェクト組織図

4．直接間接方式図

5．統計資料、予算等のデータ提供依頼

日　時：1995年7月13日（木）13:30~15:30

場　所：指定教育機関　PT.MULADAYA ADIPRATAMA

面談者：Dra.Amyra Sindukusumo　Director
Ir.Beben Patabuana　Consultant

内　容：1．自己紹介、調査日程、趣旨説明

2．安全衛生教育の実施状況等

「Bob Hasan財閥系列の会社であり、系列会社の幹部教育から事業がスタートし、その後、石油会社、電力会社等の幹部教育も行うようになった。海外、あるいは労働省から講師を派遣依頼し、安全管理等の教育を行っている。機材等は所有していない。プロジェクトを始めるに当たっては、いかに受講者を集めるかが重要だ。」

日　時：1995年7月14日（金）9:00～12:00

場　所：ボイラー使用事業場　Coca-Cola Botttlers, PT.Djaya Beverages Bottoling Co.

面談者：Mr.Vincent D.Monterola　Director
Mr.Djabir　Productivity Improvement Manager
Ir.Yerki Teguh Basuki　Plant Electronical Manager
Mr.Subiyanto Bt,　Training Coordinator
Mr.Ednard GOL II　Industrial Relation Manager

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．作業場概要

「2500人の労働者が2シフト制で8時間労働をしている。1日24本入りのケースを5万ケース出荷している。」

3．安全衛生管理体制

「安全委員会があり、月1度開催。」

4．危険有害業務及び関係機械設備

「ボルト洗浄用に1.2ton 2基と2.4ton 1基のボイラー（日本製）があり、3名のオペレーターが交代で作業している。オペレーターは工業高校卒後入社、ボイラーのライセンスを取得。」

5．安全衛生教育

日　時：1995年7月14日（金）14：30～16：00

場　所：労働省安全衛生局

面談者：Dr.Soekarno　Director, Occupational Safety and Health
Ir.A.Gultom　Head, Boiler and Pressure Vessel Division, DOSH
Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division, DOSH
Drs.Darman S.　Head, Mechanical Safety and Construction Division, DOSH
Dr.Amiruddin　Head, Health Safety and Environment Division, DOSH

内　容：1．HIPERKES改装計画

「95年度改装予算150万ルピアの内訳は安全衛生局内の仮事務所の改装とHIPERKESの改装。来年度から35億ルピアの政府・労働省社会保険国営企業、(ASTEK)出資による8階建てビルの新設。5階以上をリースし、返済予定。プロジェクト用に本館2階の2室と3階の会議室、Balai(HIPERKESのジャカルタ支部）棟の1階、新館が使用できる予定。クレーン、建設機材の設置場所の確保が困難。」

2．指定教育機関数

3．ライセンスと特別教育の関係

4．安全衛生監督官

日　時：1995年7月17日（月）11:30～13:30

場　所：ボイラー使用事業所 P.T.PERKEBUNAN IX

面談者：Mr.H.M.Yusuf　Head of Instalation Shugar Factory
Mr.Ujiono　Boiler Operator

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．作業場概要

「82年設立、7000ヘクタール、砂糖250ton/day、35,000ton/year」

3．安全衛生管理体制

4．危険有害業務及び関係機械設備

「ボイラー（日本製）2基、60ton/hour、6人が免許所有、60人が3交代制で24時間運転。そのほかStation lift（15ton）2基、天井クレーン20ton 1基、

そのほかにも手動クレーンあり。」

5．安全衛生教育

日　時：1995年7月17日（月）14:00～15:30

場　所：メダン地方労働局(Departemen Tenaga Kerja, Kantor Wilayah, Propinsi Sumatera Utara)

面談者：IG.B.Soewida　Head, Kanwil
N.D.Panjaitan B.Sc　Division Head, Occupational Safety Inspection
Mr.Muryanto　Section Head, Occupational Safety

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．労働安全衛生監督指導状況

「管内に8702企業があり、10の監督署(Kandep)に71人の監督官がいる。」

3．安全衛生教育実施状況

「指定教習機関は5機関存在し、今まで565人が卒業した。また、社内の安全衛生教育は、次の3種類の予算で、安全衛生委員会により行われている。

①APBN（政府開発予算）40人×3回／年

②Swadana（企業寄付金）

③Swadana Perusahaan（企業基金）＋労働省予算」

4．統計資料（特にメダン地区の労働者数、機械数、災害数）

「ボイラー　10トン以上（3交代制）232基　オペレーター数　696人（内免許取得率約40％）

10トン以下（8時間稼働）400基　オペレーター数　96人（内免許取得率約40％以下）」

クレーン（移動式を含む）　1トン以上432基　オペレーター数　56人（内免許宿率約13％）」

日　時：1995年7月18日（火）9:15～10:30

場　所：地方の指定教習機関(PT.Andhika Bina Karsatama)

面談者：Mr.Aldys Asbiran　Safety Inspector, Kanwil（共同経営者、93年労働安全衛生集団研修参加）
Mr.Zamakhsyari Lukman　First Director
Mr.Elvin　Operational Director
Mr.Kasiman Abas　Marketting Director
Mr.H.Adanan Adam　Local Staff of Consulate General of Japan, Medan

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．設備及び職員について

3．安全衛生教育実施状況（実施コース、機械、トレーナー資格、受講者）

「1986年地方労働局(Kanwil) の許可を受け設立。次の教育コースを実施し、現在までに815人が受講した。

①Boiler Operator Ⅰ	18回217人
②Boiler Operator Ⅱ	11回236人
③Crane Operator	6回101人
④産業医	2回 36人
⑤Chemical Hazerd	1回 6人
⑥Fire Safety	1回 8人
⑦ISO9000 Management（品質管理）	1回 11人等

講師は本省及び地方の労働省監督官（OB含む。）あるいは大学の講師。理論はホテル等で実施し、実技は選定した企業で実施。」

日　時：1995年7月19日（木）9:10～9:40

場　所：労働省労働力計画開発機関

面談者：Mr.Yudo Swasono　Chairman, Planning and Development Board

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．HIPERKESとの協力依頼

「労働力計画開発機関はResearch Standerd やResearch Manual をつくろうとしている。HIPERKESの重点施策は、基準の策定、研究、教育訓練である。

今予定している教育コースに衛生関係のコースを追加してもらいたい。

プロジェクトサイトとしてHIPERKESのほかにCiracas にある労働省敷地やCEVESTを使用してはどうか。」

日　時：1995年7月20日（木）10:30～12:00

場　所：建設現場(Proyek Gedung Perkantoran PT.NUSAKIRANA)
Jl.Yos Sudarso No.88 Jakarta Utara)

面談者：Mr.Bambang Hertomo　Mechanical & Electronical Supervisor
PT.Mataram Maju

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．作業場概要

「7000㎡の敷地に180億ルピア（約7億8千万円）で1年間で18階建てオフィスビルを建設中。PT.Mataram Maju をメーンコンストラクターとして10のサブコンが存在し、800人ぐらいの日給労働者が常時就業中。作業時間は8時から16時。」

3．安全衛生管理体制

「安全委員会は存在するが、1年のプロジェクトなので活動的ではない。作業主任による会議は開かれている。」

4．危険有害業務および関係機械設備

「2.5tonタワークレーン（PONTAINフランス製）1基は免許所有者によって運転。作業員用エレベーター、荷物用エレベーターが1基づつ。監督官が設置時に検査を実施。」

5．安全衛生教育

「ヘルメット、安全靴を配布する。しかし、使用しない作業員も多い。日雇い労働者に対する安全教育はない。」

日　時：1995年7月20日（木）9:30～12:00

場　所：労働省人間工学労働安全衛生センター

面談者：Mr.Slamet Ichsan.　Director, HIPERKES

内　容：1．オーストラリアとの協力関係

「オーストラリアとの協力は今年はキャンセルされた。来年度から専門家がくる可能性があるが、協力分野も産業医学の分野であり、JICAプロジェクトと直接かかわりはない。使用する場所も教室にすぎない。」

2．敷地の利用

「敷地を利用する事に異論なし。メーンビルの3階3室を専門家、カウンターパート、会議室に割り当てる。」

3．プロジェクト組織図

「ステアリングコミッティに参加することに異論なし。」

日　時：1995年7月20日（木）14:00～16:00

場　所：CEVEST

面談者：Ir.Hasan Muchlys　Director, CEVEST

藤沢　翼也　Team Leader

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．技術移転状況について

3．機材利用状況

4．コスト負担

「Swadana制度（収益を直接自己資本とすることができる制度）により企業研修を行い、収益を原価償却や講師手当に割り当てている。」

日　時：1995年7月21日（金）10:00～12:00

場　所：農薬梱包工場(PT.ZENECA Agri Products Indonesia Jl.Gunung Putri Km. 62.8, Tlajung Udik, Gunung Putri, Bogor)

面談者：Dra.E.Indrawati L.　Work Manager, Vice President of Manufacturing
Mr.Sadjusi　QC Officer

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．作業場概要

「正職員72人、外部作業員（包装作業）150人。4交代制（6:00－14:00, 7:30－16:00, 14:00－22:00, 22:00－6:00)。農薬等の梱包。」

3．安全衛生管理体制

「解毒剤の準備および周辺病院への配布。救急車の待機。安全衛生委員会。作業服の検査。」

4．危険有害業務および関係機械設備

「薬品梱包時の局所排気装置。汚水処理。廃棄物処理。」

5．安全衛生教育

「新入社員教育、幹部教育等完備。年1度の全社員参加による安全衛生討論会等。各種免許資格研修受講。」

日　時：1995年7月24日（月）9:30～12:15

場　所：労働省安全衛生局（クレーン、移動式クレーン、玉掛（クレーン等で物体をつり上げる方法)、フォークリフト、建設機械、足場）

面談者：Drs.Darman S.　Division Head, Mechanical Safety and Construction
Drs.Atief Supono　Section Head, Lifting Equipment & Transport
Mr.Regeng　Staff, Inspector
Mr.Suwarno　Section Head, Technical Fabrication & Safety Expert
Mr.Mulyanto　staff, Inspector
Ir.Ardanus Bur　Section Head, Power Equipment & Production Machinery

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．協力コースの絞り込み

協力コースの優先順位は次の通り。

①Mobil Crane

②Overhead Travelling Crane

③Scaffolding

Forklift

Piling

Tower Crare

3．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

日　時：1995年7月25日（火）9:00～11:10

場　所：労働省安全衛生局（電気）

面談者：Drs.Pardjito, BE　Head, Electrical and Fire Safety Division
Mr.Yoes Rosihan　Section Head, Electronic Equipment & Lighting Arrester
Ir.Koesna Haridiutama　Section Head, Electrical Instalation & Lighting Apparants
Mr.Fridel Dawar, Bsc　Section Head, Technical Febrication & Safety Expert
Mr.Sanjar Budiaili, BE　Section Head, Fire Fighting
Mr.Harunsyah S.　Staff, Electrical Instalation & Lighting Apparatus

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．協力コースの絞り込み

「この部署では、電気、火災、エレベーターの事業所安全衛生専門官のCertificateの発給を管轄しており、93～94年にそれぞれ225、291、30人に対して発給した。教育コースとしては電気を取り上げたい。」

3．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

「早い時期の実施が望ましく、必要機材は、簡易充電装置、配電盤、ヒューズ、ブレーカー、接地、モーター等の教育に必要な機材。」

日　時：1995年7月25日（火）11:30～12:10

場　所：労働省安全衛生局

面談者：Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division, DOSH
Mr.H.Soemardjo, ST　PT.Ika Mataram Company

内　容：1．プロジェクトサイトの改装

「総局長の提案もあり、改装計画に変更が生じた。HIPERKESの建物配置を考慮し、4階建てのプロジェクト用の建物を現在のメーンビルの横に広くとり、

自動車の入り口を2カ所とする。建物の建設には8カ月を要するだろう。」

日　時：1995年7月25日（火）13:00～14:40

場　所：労働省安全衛生局（クレーン、移動式クレーン、玉掛、フォークリフト、建設機械、足場）

面談者：Drs.Atief Supono　Section Head, Lifting Equipment & Transport
Mr.Suwarno　Section Head, Technical Fabrication & Safety Expert
Ir.Ardanus Bur　Section Head, Power Equipment & Production Machinery

内　容：1．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

「第Ⅲ種移動式クレーンオペレーター教育を96年度に行いたい。その後、毎年、足場、天井クレーンと続く。コース開設後は、毎月コースを実施したい。」

日　時：1995年7月26日（水）9:40～12:10

場　所：労働省安全衛生局（特定化学物質、有機溶剤、粉塵）

面談者：Dr.Daniel Kurniawan, MSc.「主要面談者」になし。
Operational Division Head, HIPERKES
Mr.A.Chalik Jaman　Section Head, Danger Material and Major Hazard Control
Dr.Maridiani Oemar　Section Head, Ergonomy and Hazard Control
Ir.Sri Harjani　Staff, Danger Material and Major Hazard Control Section
Ir.Saut MT.Tambunan　Section Head, Enviromental

内　容：1．自己紹介、趣旨説明

2．協力コースの絞り込み

「職業病として考えられるものは、難聴、皮膚病（化学物質による接触性皮膚炎）、気管支炎（タバコ、風邪によるもの）、Byssinosis（繊維吸入による肺疾患）。単なる病気か、職業病かは判断しかねるものがほとんどであり、報告をする方も、そのような分類の認識をしておらず、統計としてはない。」

3．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

「94年№2の規制（労働安全衛生専門家による指導方法、義務、権限に関する省令）からできたChemical Safety and Environmental Health分野コースを取り上げてもらいたい。その内容は

(1) 化学物質の知識

(2) 化学物質の取り扱い

(3) 化学物質の保管

(4) 排水処理

(5) 緊急時の対策

(6) 監督技術

である。実施時期は早い時期が望ましい。」

日　時：1995年7月27日（木）9:10～11:50

場　所：労働省安全衛生局（ボイラー）

面談者：Ir.A.Gultom　Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Mr.R.Ikin Sadikin　Section Head, Equipment and Installation for Steam
Mr.Waris Wahyono　Section Head, Technical Fabrication and Safety Expert
Mr.Mursid, BE.　Section Head, Pressure Vessel

内　容：1．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

「ボイラー民間検査官（安全衛生専門家）の教育を行う。全国にボイラーは10,000基ぐらい存在する。労働省の監督官は160人おり、今後60人を養成したい。民間検査官は90人で今後300人を養成したい。教育期間は3カ月でその受講料はRp.4,000,000.（約18万円）となろう。必要機材は教室内据置小型ボイラーモデル、厚み測定器、亀裂気泡検知機等。」

日　時：1995年7月28日（金）9:00～16:30

場　所：労働省安全衛生局（一般安全衛生教育）

面談者：Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division
Ir.T.Saut P.C.　Section Head, Evaluation and Information
Mr.Mulyono　Section Head, Standarization
Mr.Pungky Widiatmoko　Section Head, Training
Mr.Chalil Jama　Section Head, Danger Metal and Major Hazard Control
Health Safety and Environmental Control
Mr.Suseno
Mr.Soemardjo　INCENIN
Mr.A.Hutagalung　INCENIN
Ms.Sumintri Windo　Development, DOSH

内　容：1．一般安全衛生行政

「労働省内安全衛生監督官540人

労働省外安全衛生専門家227人（教育修了者は450人）

第6次5カ年計画では大企業（3000）の25％に安全衛生専門家の配置を計画。

11000の安全委員会が存在する。労働省予算で第6次5カ年計画中に新たに3900

の設置を計画。」

2．各コースの現状、協力内容、必要機材、機材設置場所、協力時期、C/Pについて

「安全衛生委員会委員教育、安全衛生専門家教育、マネージャー教育が重要だ。」

「プロジェクトでは、安全衛生委員会委員教育、マネージャーおよび事業者教育、スーパーバイザー教育を取り上げる。」

3．プロジェクト予算

「95年度はプロジェクト予算を第1優先で15千万ルピア確保しており、R/D締結後（日本側の機材供与額を明示したもの）、手続きのため1カ月後に示達される。96年度以降予算要求のため9月中のR/D締結が必要。」

日　時：1995年7月31日（月）9:30～16:00

場　所：労働省安全衛生局

面談者：

Dr.Soekarno	Director of Occupational Safety and Health
Ir.A.Gultom	Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Drs.Pardjito, BE	Head, Electrical Safety and Environment Division
Mr.Akil Semawi	Head, Development and Planning Division
Mr.Mulyono	Section Head, Development and Standardization
Drs.Darman S.	Head, Mechanical safety and Construction Division
Mr.Pungky Widiatmoko	Section Head, Training
Ir.T.Saut P.C.	Section Head, Evaluation and Information
Mr.Indro Waristo	Foreign Cooperation Division

内　容：調査結果報告

2．ミニッツ案協議

プロジェクトでは次のコースを取り上げたい。

・ボイラー専門家

・ボイラーオペレーター

・天井クレーンオペレーター

・タワークレーンオペレーター

・移動式クレーン

・クレーン専門家

・足場監督官

・電気専門家

・化学品安全と環境衛生専門家

・安全委員会メンバー

・経営者とマネージャー

・スーパーバイザー

また、供与機材のボイラーはモデルではなく実際に稼働するものがほしい。」

日　時：1995年8月1日（火）9:30～11:00

場　所：労働省安全衛生局

面談者：Dr.Soekarno　Director of Occupational Safety and Health
Ir.A.Gultom　Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Drs.Pardjito, BE　Head, Electrical and Fire Safety Division
Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division
Dr.Aminuddin　Head, Health Safety Environment Division
Mr.Pungky Widiatmoko　Section Head, Training
Ir.T.Saut P.C.　Section Head, Evaluation and Information

内　容：1．ミニッツ案協議

「ボイラーオペレーター、電気専門家、タワークレーンオペレーターおよびクレーン専門家のコースは実施協議調査団時に再度協議する。」

日　時：1995年8月2日（水）10:00～10:30

場　所：労働省安全衛生局

面談者：Dr.Soekarno　Director of Occupational Safety and Health
Ir.A.Gultom　Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Drs.Pardjito, BE　Head, Electrical and Fire Safety Division
Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division
Mr.Pungky Widiatmoko　Section Head, Training
Ir.T.Saut P.C.　Section Head, Evaluation and Information

内　容：1．ミニッツ案チェック

日　時：1995年8月2日（水）19:00～20:30

場　所：Meracantile Restaurant

面談者：Mr.Suwarto　Dirctor General for Industrial Relations and Labour Standards
Dr.Soekarno　Director of Occupational Safety and Health
Mr.Slamet Ichsan.　Director, HIPERKES
Drs.Soerjotomo　Secretariat of Planning and Development Board
Mr.Achmad Hadiulanam, SH　Director, Labour Standards
Drs.Amrinal　Director of Labour Standards
Ir.A.Gultom　Head, Boiler and Pressure Vessel Division
Drs.Pardjito, BE　Head, Electrical and Fire Safety Division
Mr.Akil Semawi　Head, Development and Planning Division
Mr.Pungky Widiatmoko　Section Head, Training
Ir.T.Saut P.C.　Section Head, Evaluation and Information

内　容：1．ミニッツサイン

日　時：1995年8月3日（木）14:30～15:00

場　所：JICAインドネシア事務所

面談者：岡崎剛一郎所長

内　容：1．調査結果

　　2．今後の予定

3－2　民間教育機関

(1) インドネシアの労働安全衛生教育機関

1）労働省安全衛生局には、体系的な教育実施体制がなく、企業対象の安全衛生教育機関も持っていない。今回の回答では、労働省労使関係・労働基準総局長が指定した教習機関が22あるとのことであり、通常は、安全衛生局の職員がこれらの教育機関や企業に出張して教育を実施しているというが、これらの教育がどのような教育体系に基づいて実施されているか、必ずしも明確ではない。中央安全衛生協議会(DK3N)の役割もはっきりしない。教育の全国的な展開、特に中小規模の事業場に対する展開の仕方がはっきりしない。

2）しかし現実的には免許等、就業制限が必要なボイラー・圧力容器、クレーン等の運転業務を中心に、民間教育機関（THIRD PARTY）（指定教育機関及びその他の教育機関）が重要な役割を果たしている。

民間教育機関は、参加者を募集し、会場、テキスト、講師等を用意し、免許試験前の机上の準備講習会を行っている。（これらの民間教育機関は免許試験に必要な機械設備等は有しておらず、実技教習は、別途企業の有する機械設備を借りて行われる。）

講師は、労働省安全衛生局職員、地方労働基準局職員およびそれらのOB並びに大学の職員等が担当する。カリキュラム、テキスト等は労働省が指導している。

これらは、危険性の大きい機械のオペレーター教育が中心であり、労働衛生関係については、まだあまり行われていない。（産業医、その他事業場のパラメディカルに対する教育は、労働省HIPERKES等にて実施されている。）

3）国の検査官を補うSAFETY EXPERT（民間の安全衛生専門家）に関する教育も、同じように民間教育機関により行われている。

4）一般安全衛生教育についても、やはり民間教育機関により行われている。主とし

て、大企業のマネージャー等を対象に、受講者の集まりそうなコースを設定する形で行われることが多い。

最近の一つの傾向として、経営コンサルタント機関等が海外の有名大学教授等を講師にして、高い料金で講習会を開催するケースが見られる。経済発展の乗った一つの事業である。

一方、中央安全衛生協議会(DK3N)は、マネージャー等を対象に一般安全衛生教育を定期的に実施してきており、評価を受けている。しかしここも受講者は大部分が国営企業や大企業であり、海外の安全協会等と組んでの教育等を計画している。

5）これら民間教育機関の講習料金は、インドネシアの一般の賃金や物価の水準と比較すると高いものになっている。また、利益を目的にしているので、行政上必要なコースであっても、あまり人の集まらないコースは開催されない可能性がある。

6）以上のごとく、現在のインドネシアでは、民間教育機関が労働安全衛生教育にいろいろな意味で重要な役割を果たしている。

その数は、事前調査団派遣の際のローカルコンサルタント会社調査によると、全体で122、そのうち31が労働省労使関係・労働基準総局長の指定した機関であり、今回調査時の先方回答では安全衛生関係の指定教習機関は22とのことであった。（この他、地方労働基準局長の指定した民間教育機関がある。）

(2)

今回、長期調査団は、2カ所の民間教育機関を訪問調査した。

1）PT.ANDHIKA BINA KARSATAMA

a）北SUMATORA MEDANにある。1986年設立。労働省メダン地方局から許可を受けている。

b）実施コース

①ボイラーオペレーター教育（1級、2級）

②クレーンオペレーター教育

③企業の中で従業員の健康診断に従事する者への教育＝本来はHIPERKESで教育を受けないといけないが、HIPERKESがライセンスをここに与えているので、ここで受ければ良いとのこと。

④　有害化学物質取扱いに関する教育

＝安全と衛生であるが、法令の義務づけによる教育ではない。

⑤電気と火災

その他一般安全衛生教育も実施している。

c）講師は労働省安全衛生局職員、労働省メダン地方局職員およびそれらのOB並び

に国立インドネシア大学職員、スラバヤ国立技術院職員等。ここでは学科のみを教室で教え、実技は関連した機械設備のある企業で受ける。

d）受講料の例：ボイラーのオペレーター教育

通い：2週間　Rp.1,500,000.（日本円換算　約　60,000円）

e）2階建ての建物の1階は事務室　2階に小さな教室があった。

ここで使用しているボイラーオペレーターおよびクレーンオペレーターの教育テキストを入手した。

2）PT.MULDAYA ADIPRATAMA

a）ジャカルタ市内にあるHuman Resource Development Management & Traning Consultantの会社で、1990年設立。

・Bob Hasan財閥グループに属している。

・教育コース

b）General Management, Human Resource Development & Leadership, Logistic & Purchasing Management, Finance Management等人事、経理、購買等に関するものからComputer System, Oil & Gas Exploration, Technical Engineering, Risk Safety Management & Environmentに至るまで幅広い教育コースがあり、さらにその中がテーマ別に分かれている。

c）Risk Safety Management関係は、シンガポールのDET NORSKE VERITASという教育機関と提携しており、アメリカの大学教授等を招いて英語で講義する講座もある。参加者はセメント、石油関係の大企業からがほとんどとのことである。

d）受講料の例：Manager対象のRisk Management講座

通い：3日間、講師はアメリカの大学教授、英語

US$2,100（日本円換算　約19万円）

e）ジャカルタの近代的なビルに広い事務所と教室があり、メダンの教育機関とは対照的であった。

いろいろな種類の民間教育機関があり、また安全衛生教育に重要な役割を占めていることから、これらの民間教育機関での教育実施内容について、相互比較も含め、さらに詳しく調べることは、プロジェクトとしても意義あることと思う。

3－3　中央安全衛生協議会(DK3N)との関係

基礎調査時に、DK3Nの会長が本プロジェクトへの関与について強い関心を示していた。今回DK3Nをどのように絡ませるかが1つの課題であった。

事前調査団と、労使関係・労働基準総局との話し合いでは、DK3Nは政府（労働大臣）

の諮問機関であり、労働安全衛生の責任行政機関である労働省（労働省安全衛生局）をさておいて、直接の技術移転の相手となるのは不適当であること、またDK3Nは自前のスタッフを持たず、事務局員は労働安全衛生局の特定の職員の兼務で支えられており、物理的には無理であるとのことが強調された。

しかしDK3Nは、単に政府の諮問を受けるだけではなく、その傘下機関であるLK3I（インドネシア労働安全衛生協会）が災害防止の調査・研究、安全衛生教育、安全衛生キャンペーンなどの実施機能を有しており、実質的にはDK3Nが実施している。）実際に企業を対象に一般安全衛生教育コースを実施しているし、また、労働安全衛生局長がその事務局長を兼務している。これらの実態から同じような活動を目指している本プロジェクトとしても、DK3Nのこれまでの労働安全衛生の普及に対する実績を尊重して、協力関係を結ぶことが望ましいとされていた。

本長期調査においてもその前提に立ち、DK3Nとの良き協力関係をつくるため、組織図（ミニッツ、ANNEX Ⅶ PROJECT ORGANIZATION)にDK3Nまたは、LK3Iを明示して本プロジェクトに参画させるよう要望した。しかしながら、インドネシア側は事前調査時と同じく、DK3Nは政府（労働大臣）の諮問機関であり、LK3Iは各種教育機関の一つにすきず、明示することには反対との強い主張を崩さず、結局明示は断念した。

この理由は、インドネシア政府内における労働安全衛生行政に対する労働省の権限意識があるものと思われる。即ち、DK3Nの委員は各省庁、公社等の幹部が占めている。

従ってDK3Nをプロジェクトスキームに入れることは他省庁等の介入を許すこととなり、自らの権限が侵されることとなるからである。

わが方としても、先方の実施体制、行政上の権限からして、労働安全衛生局を協力相手とすべきことに異論はない。

しかしながら、LK3Iが一般安全衛生教育コースを実施していることも事実であり、今後はなんらかの形で連携を図っていくことは、本プロジェクトの推進にも役立つものと思われる。

添付資料にDK3N(LK3I)主催の「1995年　安全衛生教育実施計画」を示す。一般安全衛生教育が主体となっている。

3－4　最新のインドネシアの労働災害事情

平成6年3月の「インドネシア共和国　労働安全衛生教育拡充をプロジェクト基礎調査団報告書」の「インドネシアの安全衛生の現状」を補足する形でその後の状況を調査した。

(1) 行政対象（適用事業場等）

「事業体における労働者の報告に関する法律　1981年法律第7号」より、「5人以上

の労働者を雇用するか、または月総額100万ルピア（約５万円）以上の賃金を支払う事業場」が各種労働基準に関する法の適用事業場とされ、適用事業場届の提出が義務づけられている。

附属資料（2）Table１に示すとおり、1994年現在155,103の事業場から、全労働者として7,084,579人が報告されている。1992年時点より、全事業場数で約11％の増加、全労働者数で約16％の増加となっている。

(2) 労働者災害補償制度対象事業場等

「基礎調査団報告書 P.26」に述べられているように、一定規模の事業場は、「労働者災害補償制度」に加入の義務がある（この制度は、1993年２月に改正され、従業員とその家族の健康保険も取り扱うようになって「労働者総合社会保険制度(JAMSOSTEK)と改称された。)。

この制度は従来どおり、PT.ASTEK（労働者社会保障国営企業）が取り扱っており、1993年初めまでのデーターでは、42,542事業場、5,652,160人の労働者が加入している。

(3) 労働災害発生状況等

適用事業場及び労働者災害補償制度対象事業場は、労働災害が発生した場合、48時間以内に労働省の出先機関と労働者社会保険国営企業(ASTEK)にそれぞれ報告をしなければならない(Act.№.1 1970 労働安全衛生に関する法律及びAct.№.2 1951 労働者の補償に関する法律)。従って、労働災害発生状況は労働省とASTEKから把握できるしくみになっている。

労働省労使関係・労働基準総局労働基準局が把握している状況を、

附属資料（3） Table２ 労働災害発生状況 その１（災害の程度別）

附属資料（4） Table３ 労働災害発生状況 その２（セクター別）

に示した。

またPT.ASTEKの補償からの数字を

附属資料（5） Table４ 労働災害発生状況 その３(Total Number of Accidents and Consequencies)

附属資料（6） Tabel５ 労働災害発生状況 その４(Total Number Accidents per Year and Compensation)

に示した。

災害統計データーは、備考に示したような数多くの問題点を含んでいるが、入手したデーターを元に解析を行ってみると、

１）附属資料（3）のセクター別労働災害発生状況によると、労働災害発生件数は、1990

年は前年に比して、MININGが5倍、MANUFACTURINGが2.4倍と、この時点で急速に増えている。

2）上記データーによると、労働災害発生件数全体では、1994年が55,628件となっており、1988年の9,838件と比べると6年間で約5.7倍に増加している。

特に、MANUFACTURINGが占める割合が大きい（約67％）上に、その増加率も約7倍と著しい。

また、従来あまり報告されていなかったCONSTRUCTIONも6年間で約3倍と増加している。

これらの増加は、労働災害の増加がもちろんその原因であるが、政府の取り組み強化、事業者の遵法精神の高揚等により、報告提出率が徐々にではあるが高くなってきていることにもよるのではないかと推定する。

3）一方、労働者が被災した場合の治療費等を補償する「労災保険の給付件数」も1988年の18,664件から、1994年には55,628件と6年間で約3倍に増えている。

4　インドネシア側のプロジェクト実施体制

4－1　プロジェクトの位置付け

インドネシア政府は、REPELITA VIにおいて、安全衛生教育センターを設置し、企業内の安全衛生担当者を養成していく等の計画を定めている。計画によれば、安全衛生教育センターを1カ所つくり、50万人の企業内安全衛生担当者を養成することとしている。また、安全衛生委員会の設置と安全衛生専門家の配置については、特に目標数値（前者については大企業の95％、中小企業の55％に設置、後者については大企業の25％、中小企業の10％に配置）を掲げ、重点としている。今回の協力はこの一助となるものである。

4－2　組織・体制

プロジェクト実施組織についてはプロジェクト開始までに総局長令で法人を設立し、カウンターパート他必要職員を出向させることとなった。政府機関の新設が困難なインドネシア国では、大臣布告、総局長令等で組織をつくり事業を実施させることは一般的に実施されているものである。

4－3　予算措置

HIPERKES予算（95年度）

開発予算	650,000,000Rp（約3,000万円）
経常予算	350,000,000Rp（約1,600万円）

安全衛生局予算（本省令）

	94年度	95年度
開発予算	639,770,000Rp（約2,900万円）	670,254,000Rp（約3,000万円）
経常予算	18,880,000Rp（約85万円）	18,880,000Rp（約85万円）

上記の安全衛生局経常予算に人件費（給料）は含まれていない。

安全衛生局内及びHIPERKES内のプロジェクト用事務室の改装費として1億5,000万ルピアが95年度の安全衛生局開発予算の1部として計上されている。

また、96年度にHIPERKES内の新ビル建設予算として30億ルピアが開発予算およびASTEKからのローンで計上されるよう努力するとの由である。

4－4　教育コースの選定

安全衛生教育コースを特定する前に、インドネシア国における監督官の職務、安全衛生教育機関の現状、安全衛生教育の実施状況、企業内の安全衛生管理体制等について触れる必要

がある。

インドネシア国では公務員が6カ月間の教育訓練を受けて統合監督官となる。その後3カ月の教育訓練の後、労働基準監督官と安全衛生監督官に分かれる。さらに安全衛生監督官は2～3カ月の教育訓練を受けて、専門監督官になるが、専門監督官は、ボイラー、クレーン、化学物質・労働衛生、電気、火災の5分野に分かれる。統合監督官は、基本的な労働条件、安全衛生基準について監督し、専門監督官は、これ以外に担当分野の詳細な監督及び検査を実施できる。

公務員である監督官は全国で1,269人いるが、絶対的に不足しているため、民間監督官ともいうべき安全衛生専門家（エキスパート）の養成を急務としている。これには、ゼネラル専門家とスペシャル専門家とがあり、後者は、ボイラー、クレーン、建設機械、機械、電気、火災、鉱業、輸送の8種類に分かれる。労働者100人以上の事業場にはゼネラル専門家1人を置くことが、最低限の措置として義務付けられている。スペシャル専門家には、事業場に所属する者と、指定検査機関に所属する者とがいる。現在指定検査機関は、全国で123あり、内訳はボイラー78、クレーン24、電気16、健康診断5である。安全衛生専門家も政府の監督官と同様に事業場の監督および検査を実施する。

安全衛生教育を実施している指定教習機関は全国で22機関あり、そのインストラクターは本省および地方局の監督官とそのOBがほとんどである。しかし、中には外国の著名人を講師として安全管理セミナーを実施しているところもある。

また、各資格については、関係安全衛生教育の修了証のみで就業可のものと、さらに免許試験に合格し免許証を要するものとがある（詳しくは、基礎調査報告書参照）。本プロジェクトでは免許試験については協力の対象としないこととしている。

企業における安全衛生管理では、安全衛生委員会、マネージャーおよび安全衛生専門家の役割が重要視されている。安全衛生委員会は労働者100人以上（危険有害業務の場合は5％以上）の企業で設置が義務付けられており、委員長はトップマネージャー（わが国の事業者に当たる）、事務局長は通常安全衛生専門家、委員は使用者代表及び労働者側代表で構成されている。事業場の規模及び業種によってはさらに各部ごとに安全衛生委員会の設置が義務付けられている場合もある。マネージャーは法律上安全衛生管理の全責任を負っている。安全衛生専門家は政府の監督官に代わって事業場の監督及び検査を実施する（この場合も経営者は政府に監督手数料を支払う）。

協議を通じてインドネシア側は、できるだけ多くの教育コースと機材を日本側に依存したいとの意向であったが、限られた専門家、予算及び期間で適切な協力を行うためには、協力するコースをかなり絞らざるを得ない。また、まだ全体像が明らかではないが、先方が設立しようとする安全衛生教育センターのすべてをわが国の技術協力で設立する必要はなく、先

方の技術水準からして困難な部分を協力するのが妥当であると考えられる。

協力コースの特定のため、起因物別、型別等の労働災害データ、関係機械の設置台数および運転従事者数、今後の需要見込み等のデータを基に議論すべきであるが、インドネシアにおいてはこれらのデータが整備されていない。従って、先方の要望コースの優先順位に基づいて議論した上で、協力コースを設定することとした。さらに、危険有害業務については、おおむね法整備は行われているのだが、現に実施されているコースについては内容の充実強化により、実施されていないコースについては適正かつ効果的な方法により、資格者の養成に資することを目的とした。一般安全衛生教育については、雇入れ時教育、安全衛生委員会委員の教育等一部を除いて法整備が行われていないので、企業内で安全衛生管理に重要な役割を果たす人間を教育することにより、インドネシア国の安全衛生管理の底上げを図ることを目的とした。なお、各コースごとの関連データは附属資料(7)の「各教育訓練予定コースの基礎データ」のとおり。

(1) 協力は次の5特別コース及び3一般コースについて行う。

1) ボイラーの安全衛生専門家

ボイラーについては1930年に法律が定められ、現在指定教習機関においてかなり体系的にオペレーター教育が実施されており、指定教習機関のテキストも充実している。従ってボイラーについてはむしろ、民間検査官というべき安全衛生専門家の養成が急務となっており、これはわが国の検査代行機関の検査員に相当する。

2) 天井クレーンのオペレーター

クレーンの免許及び教育はクレーンの種類ごとに7種類に分かれており、中でも天井クレーンと移動式クレーンのオペレーターの養成が急務となっている。安全衛生専門家の養成も重要であるが、これを養成するにはさらにタワークレーンについても検査業務を教えなければならない。しかし、タワークレーンを設置するにはサイトが狭すぎる。

3) 移動式クレーンのオペレーター

同上

4) 足場作業教育

ジャカルタ等の大都市においては現在建築ブームになっている。足場については、作業主任者の法制度があるものの、ノウハウの不足からほとんど資格者は養成されていない。また、現在まで監督官に対して足場の教育が行われたことはなく、監督のための知識の付与が急務となっている。さらに、監督官は同時に指定教習機関のインストラクターであり、この面の教育も必要である。

5) 化学物質安全及び環境衛生の安全衛生専門家

法制度はあるがカリキュラムは策定中である。教育修了者はかなりいるが需要に対し

ては不十分である。また、免許取得者は現在までない。爆発、用後処理（廃液、排気等の処理）も含めた教育で労働衛生分野の唯一のコースである。今後労働衛生分野の教育（粉塵、騒音等）を行う場合のモデルになるものである。

6）安全衛生委員会委員

法制度あり。安全衛生委員会委員は社内教育（新規採用時教育、他の委員に対する教育等の）担当者でもあるので、安全衛生委員会の活動に関する教育と他の教育のインストラクターとしての教育を実施する。

7）事業者及びマネージャー（管理者）

法制度なし。インドネシアでは安全衛生の全責任はマネージャー（わが国の事業者及び事業場幹部）にあり、インドネシアの安全衛生管理の底上げのために、これを主体とする教育を行う必要がある。

8）スーパーバイザー（現場管理者）

法制度なし。わが国の職長または作業主任者に該当する。スーパーバイザーは一般労働者の安全衛生教育、作業計画の策定に当たるので上記と同じ理由からこれを教育する必要がある。

(2) 次の4特別コースについては実施協議調査時に改めて実施の可否について協議することとした。

1）ボイラーのオペレーター

先方独自に実施可能と思えるが、要望は強い。実施する場合、稼働ボイラーの設置が原則となるが、サイトの広さ、設備、人材等について要検討。

2）タワークレーンのオペレーター

建設工事が多く、需要は多い。移動式クレーン用地（30×35m）で可能か要検討。またこれを行った場合、あまりにクレーンのメニューが多くなるきらいがある。

3）クレーンの安全衛生専門家

天井、移動式、タワーの3種類のクレーン教育により、免許受験資格が付与される。需要は多い。タワークレーンを追加すれば教育可能であるが、上記と同じ問題が生じる。

4）電気安全の安全衛生専門家

ボイラー、クレーンに次いで教育が実施されている。安全衛生局5課のバランス上からも必要と思えるが、短期専門家のリクルートについて検討を要する。

4－5　施設利用計画・改装・機材配置

インドネシア側は、本プロジェクトの実施に合わせて、サイトであるHIPERKESの大幅

な改修を計画している。まず、屋外スペースが狭いことからテニスコートをつぶして移動式クレーンの教習用地とする。さらに、車庫と寄宿舎をつぶして96年度末までに新ビルの建設を予定している。新ビルの設計については、まだ確定したものではないが、われわれの滞在中に2種類の設計図が提示された。仮に、新ビルの建設が計画どおり実施されなくてもすべての教育コースが実施できるよう、既存の設備で機材の備え付け、教室の確保などを可能としておく必要がある。

(1) プロジェクト事務室

プロジェクト開始から96年3月までは、労働省安全衛生局の局長室の隣に、96年4月から97年3月まではHIPERKES 3階に暫定事務室を置き、97年4月以降はHIPERKESの新ビル内に事務室を置く旨合意した。これら事務室は、チーフアドバイザーの部屋、専門家、CP及びインドネシア側スタッフの部屋、会議室を含み、十分な広さ及び設備を有するべき旨合意した。

(2) 教室

教室については、試験研究棟の1階を暫定的に使用することとしたが、本館3階の会議室及び4階の講堂もHIPERKESの教育で使用しない時期については使用できるように思えた。

先方は、教育コース開発後はできるだけ多くの回数実施したい意向であるが、このためには多数の教室の確保が条件となる。97年4月以降については、新ビル内の教室で教育を実施することとなるが、仮に、完成が伸びることになれば多数の教育コースを同時に実施することは困難になるので、この点注意する必要がある。

(3) 機材配置

屋外に天井走行クレーン用地として25×30平方メートル、移動式クレーン用地として30×35平方メートルの用地を確保することとした。その他の機材は、新ビルの完成までは主として試験研究棟内に、その後新ビル内に設置することとした。今後具体的な機材の設置場所を特定する必要がある。

4－6　カウンターパート等配置計画

カウンターパートについては、労働安全、労働衛生、各特別コースで2名以上および管理部門の長。秘書、タイピスト、運転手等の配置について合意し、ミニッツで明示した。カウンターパートについては、次の5条件を付した。

なお、労働安全、労働衛生のカウンターパートと管理部門の長でコアグループを形成する。

1）短大卒または同等の学歴を有すること。

2）担当分野について十分な知識及び経験を有すること。

3）労働省の職員であること。

4）プロジェクト期間中、ジャカルタ特別区外へ転勤しないこと。

5）十分な英語の会話及び筆記能力があること。

5　日本側協力内容

5－1　専門家派遣

長期専門家（リーダー、調整員、労働安全及び労働衛生の計４名）及び短期専門家（特別コースにつき１～２名）について合意しミニッツで明示した。

長期専門家は一般安全衛生教育コースの協力および短期専門家が不在のとき特別コースの指導を担当する。短期専門家は、特別コースのテキスト作成から初回の教育コースの指導までを担当する。

短期専門家の派遣人数は、各コース１～２名としたが、特に「化学安全と労働環境衛生」は範囲が広く、少なくとも３名の短期専門家は必要と思われる。また、ボイラー、クレーン関係についても、各コース２名程度の短期専門家が必要と思われる。

5－2　研修員受入

一般安全衛生コースを担当するカウンターパートを２名以上選任し、特別コースは各コース２名以上のカウンターパートを選任することとしている。インセンティブを与えるためにも、基本的には全カウンターパートにわが国での研修を受けさせることが望ましいが、各コースについて少なくとも１名の研修員受入れを行うこととする。日本での研修期間は、１～３カ月と、受入れ先は、労働省、関係労働災害防止団体及びその会員事業場とする。

受入れ時期は、一通りの技術移転が終了し、初回の教育コースが実施された後が望ましい。

5－3　機材供与

先方の要望を聴取したが、個々の機材の特定には至らなかった。

先方の要望機材リストを見ると、直接教育コースに関係のないものや、非常に細かな機材が含まれている。これらを整理した上でコースごとに基本的に必要な機材を特定する必要がある。

機材の多くはインドネシア国内で調達可能であると思われる。また、価格や、インドネシア国内で使用されている機材を使っての安全教育およびメンテナンスの観点からも、できるだけインドネシア国内で調達した方がよい。

5－4　テキスト作成

(1) テキストは各教育コースごとに、カリキュラムに従って、必要なテキストを作成する。

(2)　最終作成のテキストは、インドネシア語のテキストとする。

(3) テキストの作成方法。

1) 日本人専門家が、テキスト作成に必要な資料を選び、英文にして、カウンターパートに示し、その内容を教育する（すでに英文化された資料がある場合はそれを利用する。)。

2) 同時に、カウンターパートは、その内容に従い、現在インドネシア労働省、DK3N、民間教育機関(Third Party)などで使用されているテキストを集め、その中から適当なものがあった場合は、その概略を英文化して専門家に示し、専門家とカウンターパートでその内容を検討する。

3) 専門家とカウンターパートで英文のテキストを作成する。

その英文のテキストをインドネシア語に翻訳する（翻訳者に依頼）。

(4) 必要に応じてテキスト作成委員会を召集して検討する。なお、テキスト作成委員会の委員は、Steering Committeeで選ぶ。

6　プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)

事前調査時に、インドネシア側関係者とプロジェクト・サイクル・マネジメント(PCM)手法によるワークショップを実施した。しかしながら、PDMの完成には到らず、今回の調査でその完成を目指した。長期調査前に、日本側でPDMの完成案を作成し、それをインドネシア側に提示して、合意を得ることとした。日本側でのPDMの作成にあたり、事前調査時の未完成PDMに次のような若干の修正を加えた。

(1) プロジェクト目標

「労働者と雇用者の労働安全衛生教育が拡充される。」(事前調査)「労働者と雇用者に対する新設および改善された労働安全衛生教育モデルコースが実施される。」と変更した。

その主な理由は、当プロジェクトでは、まず、ジャカルタに教育センターを作ること、また、教育の受講者をジャカルタ周辺在住者としている。労働安全衛生の拡充は全国展開を考慮しなければならず、そのためには、各地方に同様の教育センターの設立が必要である。また、5年間のプロジェクト期間を考慮すれば、教育センターを運営し、モデルコースを実施するに到ることが、現実的な目標であると思われる。全国展開については、当プロジェクトが成功裏に終了し、これをモデルとして、インドネシア側が各地方に教育センターを設立することにより可能であると判断する。

(2) 上位目標

「労働者と雇用者の労働安全衛生に関する知識と技能が向上する。」(事前調査)を「労働者と雇用者の労働安全衛生に関する教育が拡充し、知識技能が向上する。」と変更した。

(3) スーパーゴール

「労働災害が減少する。」を追加した。

この目標がなければ、労働災害とは関係なく、教育のための教育になりかねない。ただし、このスーパーゴールは、多数の外部条件により左右され、プロジェクトの成否とは直接リンクしない。

長期調査中、インドネシア側との協議により、educationだけでなくtrainingも追加するよう要望があった。

また、対象者を選定した教育コースの対象者と合わせるため、「監督官及び安全衛生専門家、労働者、マネージャー、事業者」とした。

7　ミニッツ

実施協議調査団で署名すべきR/Dを想定して、ミニッツ案をわが方で準備し、これを双方で検討した後、確定版を作成し、署名を行った。先方は、教育コースの追加と「日本人専門家への住居の提供」の部分について削除を要望したため、これらの点についてはペンディングとした。これらの点に加え、実施協議調査団のR/Dまたはミニッツにおいて、次の事項についてさらに詳細に協議の上、記載しておく必要があろう。

(1) 総局長令で設立される組織の構成、性格、活動等について

(2) 新ビルの建設計画、予算の裏付け、仕様等について

(3) 各コースの主要機材の特定

(4) 各機材の設置場所の特定

(5) 各コースごとのTSIの作成

(6) カウンターパート等の特定